

## 特別障害者手当等所得制限限度額表及び控除額表

### 所得制限限度額表（平成30年8月分から平成31年7月分適用）

#### 平成29年分所得額

（平成14年8月1日改正）

扶養親族の数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

※上記、限度額に加算されるもの

#### ◆受給資格者の所得

- ・扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円
- ・扶養親族等に特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、1人につき250,000円

#### ◆配偶者・扶養義務者の所得（扶養親族等の数が2人以上の場合）

- ・扶養親族等に老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

### 控除額表

	本人控除金額	配偶者・扶養義務者	備考
当該雑損控除額	相当額	相当額	
医療費控除額	相当額	相当額	
小規模共済等掛金控除額	相当額	相当額	
配偶者特別控除額	相当額	相当額	最高33万円
社会保険料控除額	相当額	8万円	
障害者控除（本人）	—	27万円	
障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	27万円	27万円	
特別障害者控除（本人）	—	40万円	
特別障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	40万円	40万円	
寡婦（寡夫）控除	27万円	27万円	老年者に該当せず基礎控除以下の子を扶養
特別寡婦（寡夫）控除	35万円	35万円	合計所得金額500万円以下の寡婦
勤労学生控除	27万円	27万円	